

# 小学校・生活

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P2～4参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

## 全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

### 1 指導計画作成上の配慮事項（解説P50～63参照）

- (1) 新設、もしくは現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の4点である。
  - ア 児童の主體的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れること。
  - イ 児童の発達の段階や特性を踏まえ、2学年間を見通して学習活動を設定すること。
  - ウ 低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。
  - エ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の4点である。
  - ア 自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図ることとし、校外での活動を積極的に取り入れること。
  - イ 動物の飼育や植物の栽培などの活動については、2学年間にわたって取り扱うものとし、動物や植物への関わり方が深まるよう継続的に行うようにすること。
  - ウ 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高める。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
  - エ 道徳科などとの関連を考慮しながら、生活科の特質に応じて適切な指導をすること。

### 2 内容の取扱いについての配慮事項（解説P64～69参照）

- (1) 新設、もしくは現行のものが一部変更された主な配慮事項は次の2点である。
  - ア 多様な方法により表現し、考えることを通して、気付きを確かなものとしたり、気付いたことを関連付けたりすることができるよう工夫すること。
  - イ 学習活動を行うに当たっては、コンピュータなどの情報機器について、その特質を踏まえ、児童の発達の段階や特性及び生活科の特質などに応じて適切に活用するようにすること。
- (2) 引き続き配慮する主な事項は次の5点である。
  - ア 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うよう学習活動を工夫すること。
  - イ 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し、考えることができるようにすること。
  - ウ 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えることができるようにするため、見付ける、比べる、たとえる、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を行うようにすること。
  - エ 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。
  - オ 生活上必要な習慣や技能の指導については、人、社会、自然及び自分自身に関わる学習活動の展開に即して行うようにすること。